

**「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」
の選定事業者に対する質問の受付について**

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づき令和 4 年 12 月に開始した公募（以下「本公募」という。）について、公募参加者が遵守すべき事項として「公募占用計画の提出段階において、自らが発電事業を実施しない促進区域（近隣の促進区域）の選定事業者との調整を行わないこと」を公募占用指針で定めています。

一方、公募占用指針案のパブリックコメント（令和 4 年 11 月 8 日～12 月 8 日実施）においては、本公募に係る公募占用計画の作成に当たって、近隣の促進区域の選定事業者に対する質問の機会を設けるべきとの御意見があったことを踏まえ、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」の選定事業者に対して質問する機会を設けます。

（１）提出様式

別添様式のとおり。

（２）受付期間

令和 5 年 1 月 27 日（金）～2 月 15 日（水）【厳守】

※受付期間終了後に提出された質問は受け付けません。

（３）提出方法

別添様式を Word 様式にて電子メールに添付し提出すること。

（メール件名：「選定事業者に対する質問について（事業者名・提出日）」）

（４）提出先

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

Email : hqt-2022koubo@gxb.mlit.go.jp（両省共通）

※ 「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」の選定事業者に対して直接連絡を行わないこと。

（５）回答

提出された質問及びその回答は、令和 5 年 3 月頃に経済産業省・国土交通省ホームページで公表します。

（６）留意事項

- ・別添様式のうち、質問者に係る情報は経済産業省・国土交通省のみが確認し、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」の選定事業者に対しては質問のみを送付します。質問欄に質問者が特定され得る内容は記載しないよう留意願います。（質問者が特定され得る記載があった場合は経済産業省・国土交通省において必要に応じてマスキングする場合があります。）

- ・公募占用計画の検討に資するため、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」の選定事業者に対して質問する機会を設けることを目的としています。公募占用指針に関する質問、公募手続きに関する質問、公募占用計画の検討に直接関連しない質問等、目的に疑義がある場合は経済産業省・国土交通省より必要に応じて確認を行う場合があります。
- ・質問内容が、企業戦略・企業秘密等を聞き出すような場合等、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」及び「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」の選定事業者の判断によって回答されない場合があります。
- ・類似の質問については、まとめて回答することがあります。

以 上